

区立特別養護老人ホーム等のあり方検討の方向性

平成29年11月

1 検討対象とする施設

- (1) 区立特別養護老人ホーム芦花ホーム
 運営法人：社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
 開設：平成7年5月1日
 定員：特別養護老人ホーム103名、ショートステイ21名
 指定管理期間：平成29年4月1日～平成33年3月31日（4年間）
- (2) 区立特別養護老人ホーム上北沢ホーム
 運営法人：社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
 開設：平成11年5月6日
 定員：特別養護老人ホーム100名 ショートステイ20名
 指定管理期間：平成29年4月1日～平成33年3月31日（4年間）
- (3) 区立特別養護老人ホームきたざわ苑・区立老人短期入所施設きたざわ苑
 運営法人：社会福祉法人正吉福祉会
 開設：平成13年4月1日
 定員：特別養護老人ホーム100名 ショートステイ25名
 指定管理期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日（5年間）

2 現状と課題

これまで区立特別養護老人ホームは各々創意工夫をこらし、看取りの取り組みを実施するなど、先駆的な取り組みを行ってきた。現在、こうした区立特別養護老人ホームの先駆的な取り組みは、国立特別養護老人ホームにも波及してきている。

また、地域におけるセーフティネットの機能を持つ高齢者福祉施設が地域包括ケアシステム推進の上でも大きな役割を果たすことが期待されており、地域の福祉資源として、柔軟な活用を図ることが求められている。

平成18年度より導入した指定管理者制度により、運営法人の自立性が高まり、サービスも高い水準が確保され、指定管理者制度に一定の成果が認められた。

しかし、現在の有期の指定期間が設定されている指定管理者制度の下では、法人変更の可能性があり、法人の変更は利用者及び家族に混乱が生じると想定され、地域の中での関係性の構築に時間がかかる。さらに、法人が長期的視点で施設経営する意識の醸成がしにくいという課題がある。

3 検討の経過

現在、区内には区立を含め20施設（定員1,527名）の特別養護老人ホームが運営しており、平成29年度に開設した特別養護老人ホームを含め、平成37年度までに定員1,000名分の特別養護老人ホームが開設する予定である。

その中で区立特別養護老人ホームは、開設以降、各々創意工夫をこらし、質の高いサービスを確保しつつ、先駆的、専門的な機能を持ち、社会貢献など区の福祉の向上に寄与してきた。また、区立施設として、被虐待者や医療的ケアが必要な方の受け入れ等セーフティネットの役割を果たすなど、地域の中で高齢者を支える拠点の役割を担ってきた。

現在、区内の国立特別養護老人ホームは、それぞれの法人の特色を活かし、看取りや社会貢献などに取り組み始めており、区立特別養護老人ホームの先駆的役割は、国立特別養護老人ホームにも広がりを見せてきている。

そこで、民間でできることは民間に委ね、民間事業者の支援や新たな施設整備の推進を通してサービス全体の底上げを図ることを区の果たすべき役割とし、設置者を区から社会福祉法人に移行（民営化）することを目指し、今後のあり方について検討を進めることにした。検討に当たっては、庁内のあり方検討会及び学識経験者を交えたあり方検討委員会において進めてきた。

4 あり方検討の方向性

(1) 基本的な考え方

区立特別養護老人ホーム等3箇所4施設は、現在の指定管理期間終了後、区立施設としての運営を廃止するが、これまで区立施設として提供してきた被虐待者や医療的ケアが必要な方の受け入れ等のセーフティネットの役割等サービスの質は維持する。

(2) 設置者について

①法人選定の考え方

区立施設としての運営を廃止後、設置者は社会福祉法人とする。法人の選定に当たっては、以下の視点により評価し、選定することを検討する。

- ア) 長期的視点に立った計画的な人材育成を行い、安定した経営を継続することができること。
- イ) 施設利用者に安定した質の高い介護サービスを提供できる体制が整っていること。
- ウ) 先進的サービスを取り入れ、区内における高齢者福祉サービスの充実を図ること。
- エ) 社会福祉法人としての専門性を地域に還元し、地域と連携して課題解決を図っていること。
- オ) 高齢者福祉事業への貢献など、地域貢献が認められること。

②法人選定の方向性

上記に加え、施設の管理運営に当たり、法人の変更は利用者及び家族に混乱が生じると想定されるなど利用者の処遇の安定性や信頼関係の継続が特に必要であるという「特別の事情」を考慮し、法人の選定は、現在の指定管理者である「社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団」及び「社会福祉法人正吉福祉会」を候補者として、その適格性を審査する方向で検討する。なお、「社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団」は、平成35年度を目途に他の社会福祉法人と同様に経営の自立（区からの本部補助を廃止）を図る。

(3) 施設の土地及び建物について

法人が、安定的、継続的に施設運営を行うことができることに加え、施設の土地は区の財産として区が保有し、建物は、整備補助金等の返還の必要がない方式とすることから、「無償貸付」とする。

※財産処分の種類は、「貸付」と「譲渡」があり、それぞれ「有償」と「無償」がある。有償による「貸付」及び「譲渡」の場合は、国、東京都の整備費補助金等の返還を要するので「有償」とはしない。

(4) 法人の支援について

既存の区立特別養護老人ホームは、建物の特殊性、医療的ケアの実施等により、介護保険施設の運営基準より多くの人員を配置している。また、区内他の同規模の特別養護老人ホームに比べて一人当たりの面積が広い（東京都基準の1.7～2倍）、光熱水費、維持管理等の費用が多くかかる。従来と同様の質の高い施設サービスを提供するために、人員配置に係る経費、光熱水費、維持管理等の費用の補助を検討する。

5 民営化実施の効果

(1) 効率性や創意工夫を活かした運営

現在、国立特別養護老人ホームでも看取りや自主事業、ボランティア活動など、柔軟な施設運営が行われていることから、先駆的な取り組みを行ってきた区立特別養護老人ホームが民営化することで、より一層創意工夫をこらした柔軟な対応が期待できる。

(2) 長期的視点に立った経営計画

有期の指定期間が設定されている指定管理者制度から民営化を図ることで、より長期的視点に立った人事計画や介護計画の策定が可能になるとともに、長期的な施設管理などを行うことも可能になる。

6 今後整理すべき課題

(1) 施設運営費の補助のあり方

区立特別養護老人ホームは利用料金制度を取っており、指定管理料として、人員配置に係る経費（加配部分の人件費相当）及び建物の光熱水費、維持管理等の費用を支出している。

特に芦花ホーム及び上北沢ホームでは、セーフティネットの役割として、被虐待者や医療的ケアが必要な方の受け入れなどを行うため、医師、看護職及び介護職の加配を行っており、サービスの質を維持するために、今後もこれらの加配を継続することが必要である。

人員配置に係る経費については、東京都の経営支援補助金を活用できるが、元区立特別養護老人ホームは同補助金の交付対象外であるため、同補助金に準じた補助金等により支援することを検討する。

施設の建物については4の(4)で触れたとおり、区内同規模の国立特別養護老人ホームに比べて一人当たりの面積が広い（東京都基準の1.7～2倍）、光熱水費、維持管理等の費用が多くかかる。そこで、光熱水費、維持管理等の費用については、合理的な範囲で、他の国立特別養護老人ホームの負担も考慮して補助することを検討する。

(2) 区の財政負担軽減について

無償貸付方式で民営化を実施した場合、大規模改修工事費用は原則として区が負担することになるが、次期大規模改修時における区と法人との負担割合について検討を行う。